

あわらし市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和元年5月7日

あわらし市監査委員 近藤 茂
あわらし市監査委員 向山 信博



記

- 1 監査対象
生活環境課、観光商工課
- 2 措置内容
別紙のとおり

表題 支出事務の不備について (生活環境課)	
監査の結果	措置の内容
<p>毎月払いの委託料の支出において、二重払いや支払遅延が発生していた。同一業務を複数業者と契約していたことによって支払事務が煩雑であったことや担当者の確認不足等が原因とみられるが、今後は課内全体でチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。</p>	<p>事務の簡略化及び事故防止の観点から支払方法についてタクシー事業者と協議したが、従来通り毎月払いという結論に至った。今後は責任者による確認の徹底などチェック体制を強化し再発防止に努める。</p>

表題 契約事務の不備について (観光商工課)	
監査の結果	措置の内容
<p>委託契約について、当初契約の内容、金額及び期間を変更するにあたり、当初契約期間が終了しているにも関わらず変更契約が締結されていなかった。起案者だけでなく決裁者も含め、契約事務のルールを再確認し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>事務担当者及び責任者による業務委託内容や進捗状況の随時確認を徹底する。</p> <p>契約内容の変更が必要となる際には、期日までに所要の事務手続きを行うことについて、責任者及び事務担当者に対する周知徹底を図る。</p>